

おくやみ手続きハンドブック

沼田市



おくやみ手続きハンドブックをご覧の方へ

大切な方とのお別れは、いつ起こるかわかりません。悲しみの中でもさまざまな手続きが必要となります。沼田市では、ご遺族の方がしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

既に悲しみの中にあるご遺族の方には、大切なご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

沼田市役所 0278-23-2111 (代表)

もくじ

| | | |
|-----|---------------------------|------|
| 1. | 死亡届について | p.3 |
| 2. | 戸籍について | p.4 |
| 3. | 住民票について | p.4 |
| 4. | 印鑑登録について | p.5 |
| 5. | マイナンバー通知カード・マイナンバーカードについて | p.5 |
| 6. | 年金の手続きについて | p.6 |
| 7. | 葬祭費について | p.7 |
| 8. | 介護保険について | p.7 |
| 9. | 福祉・福祉医療の手続きについて | p.8 |
| 10. | 死亡した方に児童がいる場合・児童が死亡した場合 | p.8 |
| 11. | 税の手続きについて | p.9 |
| 12. | 住宅・土地・上下水道の手続きについて | p.11 |
| 13. | 外国籍の方の手続きについて | p.13 |
| 14. | お問い合わせ窓口一覧 | p.14 |
| 15. | その他の主な手続き/チェックリスト | p.15 |
| 16. | ご遺族メモ | p.20 |
| 17. | よくある質問 | p.23 |

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

| 確認事項(故人について) | | チェック | | 該当ページ |
|--------------|----------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------|
| 住民票 | 故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.4 |
| | 印鑑登録証・マイナンバーカードをお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.5 |
| | 外国籍でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.13 |
| 年金 | 国民年金を受給又は、加入していましたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.6 |
| 健康保険 | 国民健康保険に加入していましたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 75歳以上の方でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.7 |
| 介護保険 | 65歳以上の方でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 40～64歳で要介護認定を受けていましたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 福祉 | 障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 医療福祉 | 福祉医療受給資格者証をお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.8 |
| 子育て | 児童手当を受けているご家庭でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | ひとり親家庭等医療証及び養育医療証をお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 税金 | 市・県民税を納めていましたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.9 |
| | 固定資産をお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | オートバイ・自動車をお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.10 |
| その他 | 市営住宅に入居していましたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.11 |
| | 故人の家は、今後空家になりますか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 農地をお持ちでしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.12 |
| | 会社員でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.15 |
| | 個人事業主でしたか? | <input type="checkbox"/> | はい <input type="checkbox"/> | いいえ p.16 |

1. 死亡届について

◇死亡届

医師が作成した死亡診断書(死体検案書)の左側が、死亡届になっています。

届出期間や届出人等は次のように定められています。

- ◇届出期間 死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡したときは3か月以内)
- ◇届出人
 - ・死亡者の法律上の親族
 - ・死亡者の同居人
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人、任意後見人
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)
- ◇届出地 死亡者の本籍地、届出人の所在地、死亡地の市区町村役所・役場
- ◇必要な物
 - ・死亡届(右側の死亡診断書に、医師の証明のあるもの)1通
※左側の死亡届に記入してから届出してください。
 - ・印鑑(※押印は任意)
※死亡届の写しが必要な場合は、コピーしてから死亡届を提出してください。

◇火葬許可証

死亡届を受理した後に「火葬許可証」をお渡しします。火葬の予約をしてから、死亡届出をしてください。死亡届出の際に、予約した火葬の日時・時間・火葬場名等をお知らせください。

◇沼田市の火葬場:ぬまた聖苑 ☎ 0278-23-7193

◇沼田市に死亡届を提出する場合

【平日(8:30~17:15)】

市民課(テラス沼田3階 柱番号03)・白沢支所・利根支所

【夜間及び閉庁日】

テラス沼田1階 管理室

夜間及び閉庁日に届出をお預かりした場合は、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

2. 戸籍について

死亡届出により、戸籍に死亡したことが記載されます。

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります。

- ・本籍地に届出をした場合……7日程度(土日祝日を除く)
 - ・本籍地以外に届出をした場合……10日～14日程度(土日祝日を除く)
- ※大型連休や年末年始に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

3. 住民票について

死亡届出により、住民票に死亡したことが記載されます。

住民票に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります。

- ・住民登録地に死亡届出をした場合……1日～2日程度(土日祝日を除く)
- ・住民登録地以外に死亡届出をした場合……7日～10日程度(土日祝日を除く)

◇世帯主の変更

世帯主が死亡し、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主の変更が必要です。

- ・住民登録地に死亡届出をした場合
開庁日に届出した場合……死亡届出の時に確認し、変更します
閉庁日に届出した場合……翌開庁日に電話にて確認し、変更します
- ・住民登録地以外に死亡届出をした場合
死亡者の住民登録地の市町村役所・役場での手続きとなります。

こまでの受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

市民課(テラス沼田3階 柱番号03)

◇戸籍について……管理戸籍係 内線3008

◇住民票について……市民窓口係 内線3003

白沢支所生活係 内線7832

利根支所生活係 内線7940

4. 印鑑登録について

死亡届出により、印鑑登録は抹消されます。故人の印鑑登録証はご遺族で処分していただくか、下記へ返却してください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
市民課 市民窓口係(テラス沼田3階 柱番号03) 内線3003
白沢支所生活係 内線7832
利根支所生活係 内線7940

5. マイナンバー通知カード・マイナンバーカードについて

故人のマイナンバー通知カード(紙製のもの)は、市役所に返納する必要はありません。相続などの手続きで、故人のマイナンバーが必要になる場合があります。

故人のマイナンバーカード(顔写真入りのもの)は、諸手続きが済むまではご遺族の方が保管してください。諸手続き終了後は、ご遺族で処分していただくか、下記へ返却してください。住民基本台帳カードも同様です。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
市民課 管理戸籍係(テラス沼田3階 柱番号03) 内線3008
白沢支所生活係 内線7832
利根支所生活係 内線7940

6. 年金の手続きについて

死亡した方の加入していた年金制度や年齢などによって、手続先が異なります。国民年金・厚生年金に加入(受給)されていた方が死亡したときは、渋川年金事務所へお問い合わせください。共済組合などに加入(受給)されていた場合は、各共済組合へお問い合わせください。

問い合わせ先

◇国民年金・厚生年金の方

・渋川年金事務所 ☎ 0279-22-1614

住所: 渋川市石原143-7

・国保年金課 医療年金係(テラス沼田3階 柱番号03)

市役所代表 ☎ 0278-23-2111 内線3131

◇共済年金の方

各共済組合にお問い合わせください

◇農業者年金の方

農業委員会(テラス沼田5階 柱番号16)

市役所代表 ☎ 0278-23-2111 内線5019

◇恩給の方

総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

MEMO

7. 葬祭費について

「沼田市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療保険制度に加入され、群馬県広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が死亡した場合は、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

1. 死亡した方の保険証（既に返還・紛失された場合は不要です）
2. 葬儀を行った方の印鑑（朱肉を使うもの）
3. 葬儀を行った方の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
4. 葬儀を行ったことが確認できるもの（葬儀の領収書、会葬礼状等）

※「職場等の保険に加入していた方」が死亡した場合は、職場等（加入している健康保険組合等）にお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

◇国民健康保険に加入していた場合

国保年金課 国保係（テラス沼田3階 柱番号03） 内線3136

◇後期高齢者医療保険に加入していた場合

国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03） 内線3133

8. 介護保険について

沼田市の介護保険の被保険者（65歳以上の方）、要介護認定・要支援認定を受けていた40歳以上の方が死亡したときは、介護保険被保険者証等を返却してください。また、介護保険料の精算の手続き等で後日通知が送られる場合があります。介護保険被保険者証の住所にどなたもお住まいでない場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

介護高齢課 介護保険係（テラス沼田3階 柱番号04） 内線3148

9. 福祉・福祉医療の手続きについて

◇身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について

上記の手帳をお持ちの方が死亡したときは、手帳の返還手続きが必要です。手帳をお持ちいただき、下記の受付窓口にお越しください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
社会福祉課 障害福祉係（テラス沼田3階 柱番号05） 内線3109

◇福祉医療受給資格者証について

福祉医療受給資格者の方が死亡したときは、資格喪失届が必要です。受給者証をお持ちいただき、下記の受付窓口にお越しください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03） 内線3133

10. 死亡した方に児童がいる場合・児童が死亡した場合

◇児童手当・児童扶養手当・医療費の助成

児童手当等を受けている方および児童が死亡したときは、手続きが必要になりますので、下記へお問い合わせください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が死亡したときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

◇児童手当等について

子ども課 子育て支援係（テラス沼田3階 柱番号06） 内線3123

◇医療費の助成について

国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03） 内線3133

11. 税の手続きについて

◇市民税・県民税(住民税)

住民税が課税される基準日は1月1日現在です。そのため、1月2日以降に死亡した方で、その年の住民税が残っている場合や、前年中に一定額以上の所得があり課税される場合は、相続人に納税義務が継承されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税の問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
税務課 市民税係 (テラス沼田3階 柱番号12) 内線3011

所得税・相続税の問い合わせ先

沼田税務署 東原新町1910番地2 ☎ 0278-22-2131

◇固定資産税・都市計画税

固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、相続人の中から納税通知書を受領等していただく代表者を決めていただく手続きなどが必要です。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
税務課 資産税係 (テラス沼田3階 柱番号12) 内線3014

◇軽自動車税・自動車税

オートバイ・軽自動車・自動車等を所有されている方が死亡した場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。種別によって手続きや受付窓口が異なります。

詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

※種別によって問い合わせ先が異なります。

◇原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合

税務課 市民税係 (テラス沼田3階 柱番号12)

市役所代表 ☎ 0278-23-2111 内線3013

◇125ccを超えるオートバイ・自動車の場合

関東運輸局 群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021(自動車ヘルプデスク)

◇三輪・四輪の軽自動車の場合

軽自動車検査協会 群馬事務所 ☎ 050-3816-3109(コールセンター)

◇市税の口座振替

口座名義人が死亡した場合は、翌月から口座振替ができなくなります。引き続き口座振替を希望する場合は、金融機関にて口座変更等の手続きが必要です。

詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

税務課 納税係 (テラス沼田3階 柱番号12) 内線3032

12. 住宅・土地・上下水道の手続きについて

◇市営住宅入居者が死亡したとき

名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。

手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。

※どなたが死亡したかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が死亡し、同居されている方がいる場合

名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

(2) 入居名義人が死亡し、同居されている方がいない場合

住宅を明渡し手続き

(3) 入居名義人の方以外が死亡した場合

異動の手続き

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

建築住宅課 営繕住宅係 (テラス沼田4階 北側 柱番号13) 内線4113

◇住宅(空家)に関する相談

故人が1人暮らしだった場合、故人の家屋は空家となってしまいます。

空家の適正管理や処分等については、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111

建築住宅課 建築指導係 (テラス沼田4階 北側 柱番号13) 内線4112

◇土地・家屋の相続登記

故人名義の土地や家屋がある場合は、法務局にて相続登記の手続きが必要です。
詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

前橋地方法務局 沼田支局 ☎ 0278-22-2518

◇農地の相続

故人名義の農地をお持ちの方は、手続きが必要です。
詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表 ☎ 0278-23-2111
農業委員会事務局 農地係 (テラス沼田5階 北側 柱番号16) 内線5019

◇沼田市上下水道

使用者(沼田市水道料金、下水道・農業集落排水施設使用料納付書の名義人)が死亡したときは、使用者や所有者変更および支払い方法の変更が必要です。
水道の開閉栓の手続きなども必要ですので、必ず下記へ電話でご連絡ください。
また、簡易水道組合が管理している水道料金等については、各地区の簡易水道組合へご連絡ください。

受付窓口・問い合わせ先

上下水道経営課 水道料金・開閉栓担当委託業者
☎ 0278-24-8811(直通)
(テラス沼田4階 北側 柱番号13 料金窓口)